

**「自己資本の構成に関する開示事項」**

＜みずほ信託銀行＞  
平成25年9月末

【単体】

(単位:百万円、%)

項目	経過措置による 不算入額	国際様式の該 当番号
<b>普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通株式に係る株主資本の額	376,145	1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	262,874	1a
うち、利益剰余金の額	113,270	2
うち、自己株式の額(△)	-	1c
うち、社外流出予定額(△)	-	26
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
普通株式に係る新株予約権の額	-	1b
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	-	66,671
経過措置により普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-	-
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	376,145	6
<b>普通株式等Tier1 資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	-	10,000
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	-	10,000
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
繰延ヘッジ損益の額	-	△ 4,339
適格引当金不足額	-	4,605
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	1,336
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	26,770
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-
少数出資金融機関等の普通株式の額	-	5,755
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
その他Tier1 資本不足額	3,637	-
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	3,637	-
普通株式等Tier1 資本	-	-
普通株式等Tier1 資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	372,508	-
<b>その他Tier1 資本に係る基礎項目 (3)</b>		
その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	31a
その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	31b
その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-	32
特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額	-	-
適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	33+35
経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-	-
その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	-	36
<b>その他Tier1 資本に係る調整項目</b>		
自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	144
その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	-
経過措置によりその他Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	3,637	-
うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	1,336	-
うち、内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	2,301	-
Tier2 資本不足額	-	-
その他Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	3,637	-
その他Tier1 資本	-	-
その他Tier1 資本の額((ニ)-(ホ))(ヘ)	-	-
Tier1 資本	-	-
Tier1 資本の額((ハ)+(ヘ))(ト)	372,508	-

【単体】

(単位:百万円、%)

項目	経過措置による 不算入額	国際様式の該 当番号
<b>Tier2 資本に係る基礎項目 (4)</b>		
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	-	46
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	-	
適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	69,040	47+49
一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	189	50
うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	189	50a
うち、適格引当金Tier2 算入額	-	50b
経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	39,870	
うち、その他有価証券の貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額の45%相当額	39,870	
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	109,100	51
<b>Tier2 資本に係る調整項目</b>		
自己保有Tier2 資本調達手段の額	-	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	53
少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	4,666
54		
その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	55
経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	2,439	
うち、金融機関等の資本調達手段の額	137	
うち、内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	2,301	
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	2,439	57
<b>Tier2 資本</b>		
Tier2 資本の額((チ)-(リ))(ヌ)	106,661	58
<b>総自己資本</b>		
総自己資本の額((ト)+(ヌ))(ル)	479,169	59
<b>リスク・アセット (5)</b>		
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	51,729	
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)に関連するもの	10,000	
の額		
うち、前払年金費用に関連するもの	26,770	
の額		
うち、金融機関等の資本調達手段に関連するもの	14,958	
の額		
リスク・アセットの額の合計額(ヲ)	2,566,501	60
<b>自己資本比率</b>		
普通株式等Tier1 比率((ハ)/(ヲ))	14.51%	61
Tier1 比率((ト)/(ヲ))	14.51%	62
総自己資本比率((ル)/(ヲ))	18.67%	63
<b>調整項目に係る参考事項 (6)</b>		
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	40,443	72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	1,116	73
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	74
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	33,500	75
<b>Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)</b>		
一般貸倒引当金の額	189	76
一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	464	77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	78
適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	13,692	79
<b>資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)</b>		
適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	-	82
適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	83
適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	69,040	84
適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	2,660	85